

[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [暮らし](#) > [税](#) > [その他の税](#) > 使用済核燃料税

## 使用済核燃料税

### 使用済核燃料税

使用済核燃料税は、薩摩川内市が、総務大臣の同意を得て、独自に課税する**法定外普通税**です。

発電用原子炉から取り出した使用済核燃料を、使用済核燃料貯蔵施設または再処理施設に搬出されるまでの間、貯蔵されているものについて、課税されます。

#### 納税義務者

発電用原子炉の設置者

#### 課税標準

毎年4月1日に、貯蔵設備に貯蔵されている使用済核燃料のうち1基の発電用原子炉につき※157体を超える数量について課税されます。

※ 157体の意味は、原子炉から取り出しても一定の間、冷却を必要とし、すぐに搬出できないため課税されないものです。

#### 税率

使用済核燃料1体当たり25万円です。（平成21年度課税分より変更となりました。）

#### このページの担当部署

総務部 税務課 市民税グループ

〒895-8650 神田町3-22

電話番号：0996-23-5111 FAX番号：0996-20-5570

[提供ページ](#)

[お問合せ](#)

**皆様の声**でより良い薩摩川内市ホームページへ！

このコンテンツへのご意見お聞かせください

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった  どちらとも言えない  見つけにくかった

このページは分かりやすかったですか？